

医療機関関係者の皆さまへ

令和4年10月31日より、
新たな感染症サーベイランスシステムの利用が始まります。

● 感染症サーベイランスシステムとは？

- ✓ 感染症法上の届出対象疾病の感染者等の情報を電子的に入力、一元的に管理し医療機関・保健所・都道府県等の関係者間で共有するシステムです。
- ✓ 患者数の増加や居所の多様化、広域調整にも備えたシステムです。インターネットを經由して情報をクラウド上に蓄積します。

● 医療機関の事務が変わります。

- ✓ 発生届の提出がオンラインで可能となります！
(全数把握疾患，定点把握疾患の全ての疾患が対象)
※新型コロナウイルス感染症を除く

● 次のような場面でご利用いただけます。

- ✓ 定点医療機関：定点把握疾患，全数把握疾患の届出を行う時
- ✓ その他の全ての医療機関：全数把握疾患の届出を行う時
- ※ ご利用に当たって、インターネット環境が必要です。
- ※ システム利用料はかかりません。

● 個人情報保護・セキュリティ対策

- ✓ 情報の収集・管理は、法令（※）に基づき実施されます。国及び自治体で業務に必要な限度において利用します。
- ✓ システムやネットワーク環境に関して、データの暗号化を含めた適切な措置を講じています。
- ✓ 利用に際しては、ユーザーID・パスワードに加えてワンタイムパスワードを発行し2要素の認証を行います。
- ✓ 医療機関の皆様におかれては、「利用規約」を参照いただき、適切な取扱いをお願いします。

令和4年8月16日

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課